

令和3年8月25日

保護者の皆様

養父市立大屋中学校  
校長 中村 雅志

### 緊急事態宣言に伴う教育活動等の実施について

このたびの兵庫県は緊急事態宣言を8月20日から9月12日まで発出しました。それに伴い、養父市教育委員会を通じて、「緊急事態措置を実施すべき区域となることを踏まえた市立学校における対応について」の通知がありました。

つきましては、養父市内の感染拡大防止対策のさらなる徹底に、ご理解とご協力をお願いします。

### 記

#### 1 登下校時について

- ・児童生徒の健康観察を徹底し、同居家族に発熱等の症状(ワクチン接種後を含む)やPCR検査を受けている場合も登校させない。(学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置)出席停止期間中には、ICTの活用も含めた学習支援に配慮する。
- ・登下校時においては、マスク(不織布マスクが望ましい。)を着用する。ただし、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日及び本人が息苦しさを感ずる場合は、交通機関利用時を除き感染防止をしながら着用しなくとも可とする。なお、マスクをはずした場合は会話を行わない。

#### 2 教育活動

- ・原則、但馬内での活動とする。
- ・既に計画済の修学旅行を実施する際は、改めて、緊急事態措置実施区域、まん延防止等重点措置実施区域(都道府県)の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域でないこと、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分に確認すること。
- ・感染リスクの高いとされている活動は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどを徹底する。
- ・各教室での可能な限りの間隔を確保する。
- ・マスクの着用を徹底する。必要に応じてフェイスシールドを着用する。
- ・毎日の検温と手洗いを徹底する。
- ・教室、職員室、教科準備室、更衣室等は、適切な温度管理等に留意した換気、消毒を実施する。
- ・食事をする場所は、飛沫を飛ばさない席の配置をする。食事中はマスクをはずしての会話は行わないよう指導する。

- ・校外から大人数を呼び込むような校内行事を実施する際には、マスクの着用、消毒はもとより体調が不良の場合は来校を自粛するなど感染防止対策の徹底を改めて周知するとともに、1回あたりの参加人数の制限や座席の間隔を広くとるなどの対応を行う。

### 3 部活動

- ・緊急事態宣言期間中は活動場所を校内に限定する。（公式試合出場は除く）
- ・十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動を行う。
- ・「養父市立中学校における運動部活動の方針」「養父市立中学校における文化部活動の方針」を踏まえ、活動時間は、平日（4日）2時間以内、土日いずれか1日は3時間以内とする。
- ・学校関係者以外の方（保護者、OB等）の参加を見合わせる。

### 4 熱中症対策

環境省・気象庁などが発表する「熱中症警戒アラート」なども参考に、適切な水分補給や休憩などの熱中症対策を行う。

〔屋内〕

空調設備による教室等の温度管理、空調設備のない場所では風通しをよくするとともに、激しい運動を避けるなど活動内容を十分に配慮して行う。

〔屋外〕

体育・スポーツ活動のほか登下校中においても、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日及び本人が息苦しさをを感じる時には、マスクを外す、活動内容を変更するなど、熱中症対策を優先する。

### 5 心のケア

きめ細やかな健康観察をはじめ、生徒の状況を把握し、心身の健康に適切に対応する。

### 6 その他

- ・学習塾など習い事は、事業者が実施している感染防止対策を遵守する。
- ・学習塾など習い事は、本人に加え、家族に発熱等の風邪症状がある場合やPCR検査受診者がいる場合は参加しない。
- ・学習塾など習い事への行き帰りには、マスクの着用を徹底する。飲食、会話などは避け、速やかに帰宅する。
- ・不要不急の外出はさける。